

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 3 月 3 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目

札幌市手稲区保健福祉部保健福祉課地域福祉係 電話 011-681-2478

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 手稲区保健福祉部複写サービス
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (4) 履行場所 手稲区役所（札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目）の下記ア～オの場所に各 1 台

ア 保健福祉課（手稲区役所 1 階）

イ 健康・子ども課（手稲区民センター 1 階）

ウ 健康・子ども課（手稲保健センター 2 階）

エ 保護一課（手稲区役所 2 階）

オ 保険年金課（手稲区役所 2 階）

(5) 入札方法

単価で行う。入札金額は 1 枚当たりの単価を記載し、この単位は銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に本店又は支店等を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所 上記 1 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和7年3月13日(木)12時00分(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

令和7年3月13日(木)13時00分

札幌市手稲区前田1条11丁目 手稲区役所1階 保健福祉課 審査会室

(4) 入札書の提出方法

入札書は別紙1(共通-第7号様式 入札書)の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額(単価)に仕様書で示す年間予定枚数を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。